

第3次

四万十市行政改革大綱及び推進計画

進捗状況及び中間見直し案

令和5年3月

四万十市

はじめに

本市では、平成 18 年に第 1 次四万十市行政改革大綱を、平成 27 年に第 2 次四万十市行政改革大綱を策定し、各種行政改革に取り組んできました。

これまでの取り組みによって、定員適正化計画に基づく人員削減、各種事業における民間活力の導入、市民サービスの充実等の取り組みにおいて一定の成果を得ることができました。しかし、一部の取組項目が目標未達成となっており、今後も継続した取り組みが求められています。

また、少子高齢化社会の進展、人口減少による市税の減収や社会保障費の増加によって、本市の財政状況は今後一層厳しくなることが予想されます。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大のような想定外の事象に対する対応や、デジタル庁の発足にも代表される近年のデジタル化の加速など、本市を取り巻く状況の急激な変化に対し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築していく必要があります。このためには、限られた財源の中で、行政サービスの最適化を目指すと共に、これまでの手法にこだわらない柔軟な考え方の下、引き続き行政改革を進めていく必要があります。

この「第 3 次四万十市行政改革大綱」は、

「デジタル化による業務変革」

「持続可能で安定的な行財政基盤の構築」

「市民とのパートナーシップの推進」

以上 3 項目を改革の大きな柱とし、複雑・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応し、効率的で質の高い行政サービスの提供と、持続可能な行政運営を実現するための指針となるものです。

今後、この行政改革大綱に基づいて、令和 5 年度から令和 9 年度にかけて、第 3 次四万十市行政改革に取り組んでまいります。

1 基本理念

限られた資源で効率的な行政運営を進め、質の高い行政サービスを提供し、併せて持続可能で安定的な行政経営の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの改革を本大綱の基本方針として定め、行政改革を推進します。

(1) デジタル化による業務変革

令和2年当初から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを低減させるため、テレワーク、WEB会議、電子申請、SNSを活用したサービスなどが急速に普及し、これに併せて行政のデジタル化への要請が高まりました。国においても、令和3年9月にデジタル庁が新たに設置されるなど、社会全体のデジタル化が進められようとする中、地方自治体においても、効果的で効率的な行政運営を実現させる有効な手段の一つとして、これまでの業務の進め方を見直し、行政手続のオンライン化の推進などのデジタル化を進めていく必要があります。

本市においても、令和4年3月に作成した「四万十市行政手続オンライン化計画」に基づいた取り組みなど、デジタル化による業務変革に取り組んでいきます。

(2) 持続可能で安定的な行財政基盤の構築

近年、人口減少・少子高齢化、個人の生活スタイルや価値観の多様化など、行政を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、限られた職員数によって、現在の行政サービスを維持、あるいは向上させると共に、頻発する自然災害や、新たに生じる行政課題に的確かつ柔軟に対応していくためには、効率的、効果的な行政運営体制と、持続可能で安定的な財政基盤の構築が求められています。

本市においても、組織機構や行政運営体制の最適化、新たな財源の確保、人材育成、ワークライフバランスの推進等に努め、持続可能で安定的な行財政基盤の構築に取り組んでいきます。

(3) 市民とのパートナーシップの推進

持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政だけでなく、市の施策や取り組みに関わる皆さんがそれぞれの強みを生かし、それぞれの役割を担い、自らできることに主体的に取り組んでいただくことが大変重要となります。そのため、様々な分野における市民との協働体制の構築・強化を推進することが必要となります。

本市においても、各種コミュニティの組織力等の強化に向けた支援、市との連携強化を推進すると共に、市政への市民参加機会を拡充する等、市民とのパートナーシップの推進に取り組んでいきます。

「SDGsの推進」

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、健康と福祉、気候変動など 17 のゴールを掲げ、令和 12（2030）年の目標達成に向けて国際社会全体で取り組んでいるものです。

本計画の推進においても、SDGs 達成に向けた貢献という観点を取り入れながら取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 行政改革の期間及び推進体制

(1) 行政改革の期間 令和 5 年度～令和 9 年度（5 年間）

(2) 推進体制

第 3 次四万十市行政改革大綱の実施にあたっては、四万十市行政改革推進本部設置規程（平成 17 年訓令第 5 号）に基づく「四万十市行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)」を中心として、全職員が一致協力して取り組みます。

毎年度推進本部会議において、行政改革の取組状況や評価を行い、その内容を市 HP で市民の皆さんにお知らせし、意見募集を行います。

市民の皆さんからの意見を参考に、翌年度以降の方針等について推進本部会議で協議を行います。

(3) 推進計画の策定

第 3 次四万十市行政改革大綱の目標実現に向けて、具体的な取組内容、実施年度等を明記した「第 3 次四万十市行政改革大綱実施計画」を策定し、改革の推進を図ります。この実施計画は、毎年度 PDCA マネジメントサイクルによって見直しを行います。



《参考》 ○四万十市行政改革推進本部設置規程（平成 17 年 4 月 10 日訓令第 5 号）

（目的）

第 1 条 地方公共団体を取り巻く社会経済情勢、財政事情等は依然として厳しい状況であり、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るため行政すべてを見直し、簡素にして効率的な行政を実現する目的で四万十市の行政改革を強力に推進する。

（設置）

第 2 条 前条の目的を達成するため、四万十市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

（所掌事務）

第 4 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）行政改革の推進に関すること。
- （2）その他行政改革に関し必要なこと。

（本部長等）

第 5 条 本部長は市長とし、副本部長は第 1 副市長及び教育長をもって充てる。

2 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（職務）

第 6 条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、第 1 副市長の職にある副本部長がその職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、計画の策定及び事業の推進に当たる。

（会議）

第 7 条 推進本部の会議（以下この条において「本部会議」という。）

2 本部会議の議長は、本部長又は本部長が指名する副本部長がこれを行う。

3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。ただし、本部長の判断により本部員の中から出席要請者を限定して行うことができる。

（幹事会）

第 8 条 推進本部の所掌事務を円滑に進めるために、本部員の中から総務課長、企画広報課長及び財政課長を幹事として幹事会を構成し、幹事長を総務課長とする。

2 幹事長は、幹事会の議長となり、幹事会の結果を本部長及び副本部長に報告する。

3 幹事会は、幹事の所属する課の職員を参加させて行うことができる。

4 幹事会は、幹事長の判断により議事に関する職員を出席させて行うことができる。

（事務局）

第 9 条 推進本部の事務局を総務課内に置く。

（意見の聴取等）

第 10 条 推進本部は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係機関等から意見を聴き、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

（プロジェクトチーム）

第 11 条 推進本部の特定の所掌事務について調査研究のために、本部長の指示により、随時プロジェクトチームを組織するものとする。

2 前項のプロジェクトチームは、四万十市事務執行基本規程（平成 17 年四万十市訓令第 2 号）に規定するプロジェクトチームとして設置及び運営を行うものとする。

（その他）

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第 5 条関係）

本部員

西土佐総合支所長	健康推進課長	西土佐総合支所地域企画課長
総務課長	高齢者支援課長	西土佐総合支所産業建設課長
地震防災課長	観光商工課長	西土佐診療所事務局長
企画広報課長	農林水産課長	副参事
財政課長	まちづくり課長	議会事務局長
市民・人権課長	上下水道課長	選挙管理委員会事務局長
税務課長	福祉事務所長	監査事務局長
環境生活課長	会計課長	教育委員会学校教育課長
子育て支援課長	市民病院事務局長	教育委員会生涯学習課長

推進計画取組項目一覧

大項目	中項目	No.	小項目	事業区分	所管課
デジタル化による業務変革	行政手続の電子化	1	施設等の窓口におけるキャッシュレス決済導入	新規	窓口サービスPT(総務課)
		2	行政手続のオンライン化 各種業務処理におけるAI-OCR/RPAの導入	新規 新規	企画広報課
	ICT導入による事務の効率化	3	法務局とのデータ連携導入	新規	税務課
		4	文書管理システムの導入	新規	総務課
持続可能で安定的な行財政基盤の構築	多様な財源の創出・確保	5	自主財源の創出・確保	新規	財政課
	公共施設の在り方と運営の見直し	6	学遊館・トボ自然公園のあり方の見直し	継続	観光商工課
		7	公共施設の適正管理の徹底	新規	財政課
	公営企業の運営適正化	8	新食肉センターの整備	継続	農林水産課
		9	水道料金の適正化	新規	上下水道課
	公益法人等の運営の見直し	10	四万十市観光協会の自主活動充実と自立化への誘導	継続	観光商工課
		11	四万十市スポーツ協会の事業活動の拡充	継続	生涯学習課
	民間活力の効果的な活用	12	婚活事業の実施体制見直し	新規	子育て支援課
		13	地域医療連携推進法人の設立	新規	市民病院
		14	民間事業者との連携による空き家利活用の促進	新規	まちづくり課
	事務事業の見直し	15	市単補助金の廃止・縮減	継続	財政課
	市役所業務の見直しによる組織運営の効率化	16	ペーパーレス化の推進	新規	総務課
組織・機構等の見直し	17	定員管理計画の策定	継続	総務課	
職員の能力開発	18	職員研修の充実	継続	総務課	
ワークライフバランスの推進	19	時間外勤務の抑制	継続	総務課	
市民とのパートナーシップの推進	市民との協働の推進	20	審議会等における公募委員の積極的活用の推進	新規	総務課
	地域活動の活性化	21	自治会をとりまく諸課題解決に係る積極的支援の推進	新規	総務課
		22	消防団員の欠員状態の解消	新規	地震防災課
		23	民生委員の欠員状態の解消	新規	福祉事務所

※事業区分欄の「継続」は、第2次四万十市行政改革大綱及び推進計画からの継続項目であり、「新規」は、本計画からの新規項目である。

新規			
No.	項目	市施設等の窓口におけるキャッシュレス決済の導入 ⇒市施設等のフロントヤード改革（窓口DX）	
1			
所管課	窓口サービスPT⇒DX推進PT（事務局 企画広報課）		
大項目区分	デジタル化による業務変革		
中項目区分	行政手続の電子化		
現状	導入窓口無		
実施内容及び効果	<p>市施設等の窓口におけるキャッシュレス決済を導入することによって、以下の効果を図る。</p> <p>①住民サービスの向上 ②現金取扱機会の減少に伴うミス、不祥事の発生リスク低減 ③料金授受業務の効率化</p> <p>⇒窓口サービスPTで検討してきたキャッシュレス決済に加えて、国の示す自治体DX推進計画（第4.0版）重点政策及び四万十市DX推進アクション計画と連動して、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を各所管課と連携し、マイナンバーカード等読み取り・POS、セルフレジ・オンライン申請等当市に最もマッチする施策を複合的に検討、実装を進め、所管をDX推進PTに移し、以下の効果を図る。</p> <p>①住民サービス向上（住民との接点の多様化・充実化） ②デジタル化による現金取扱縮減（集計等の合理化、ミス・不祥事発生リスク低減） ③業務効率化による業務改善</p>		
年次計画		結果	進捗状況
R 5 キャッシュレス決済の導入	以下の検討・調査を行い、窓口サービスPTにおいて導入手法・導入窓口等を決定し、必要な予算要求を行う。 ・先進事例の調査 ・市民ニーズの把握 ・導入手法の検討 ・必要経費の算出	導入済み自治体の状況調査、市民アンケートによるニーズ把握、導入手法の整理・検討、必要経費の算出を実施したが窓口サービスPTは未開催。他自治体での利用状況を考慮し、試行運用後に正式導入を決定することとした。	B
R 6 キャッシュレス決済の導入	庁内協議 導入	関係課での協議を行ったが今後の方針決定には至らず。別の課題として浮上した釣銭の取扱い機会削減による効果（職員負担軽減、釣銭の誤交付減）も併せて検討を継続することとしている。	B
R 7 キャッシュレス決済の導入→フロントヤード改革	庁内協議 ⇒以下の検討・調査を各課連携して行い、導入手法・導入窓口等を決定、必要な予算要求を行う。 ・各種ツールの調査 ・先進事例の調査 ・市民ニーズの把握 ・導入手法・ツールの検討 ・必要経費の算出 ・補助、交付金調査	11/12フロントヤード改革PTにおいて、「市施設等の窓口におけるキャッシュレス決済の導入」の項目を、キャッシュレスを含め、窓口業務全体の改革を考える、「市施設等のフロントヤード改革（窓口DX）」へと変更し、今後DX推進PTにおいて協議していくことを決定した。	A
R 8 フロントヤード改革	導入 ⇒導入ツールの決定 予算化		
R 9 フロントヤード改革	実装 稼働開始		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
2	行政手続のオンライン化 各種業務処理におけるAI-OCR/RPAの導入	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを
所管課	企画広報課		
大項目区分	デジタル化による業務変革		
中項目区分	行政手続の電子化 ICT導入による事務の効率化		
現状	令和3年度に策定した「四万十市行政手続オンライン化計画」に基づき、令和4年度中に国の定める26手続についてオンライン化を実施予定。		
実施内容及び効果	<p>国の定める26手続以外の手続きについて、オンライン化及び業務改善（AI-OCR/RPAの導入）を推進することによって、以下の効果を図る。</p> <p>①住民サービスの向上 ②対面手続の減少による新型コロナウイルス等感染症拡大防止 ③RPA等の導入による業務効率化</p>		
年次計画		結果	進捗状況
R 5	導入手法等検討	罹災証明書のオンライン化を行い、3月28日に開始予定である。また、業務改善ツール（AI-OCRとRPA）については、令和6年度に導入する業務を選定し、令和6年度当初予算に計上した。	A
R 6	導入	高知県電子申請サービスを活用し、職員採用試験等3手続をオンライン化。 RPA、AI-OCRについて公募型プロポーザルにより、導入ツールを選定のうえ、導入した。AI-OCRは2業務、RPAは3業務で活用予定。	A
R 7	RPAについて、さらに3業務に活用範囲を拡大する。AI-OCR、オンライン申請についても活用業務を拡大する。	高知県電子申請サービスについて、今年度、市税等還付金振込依頼書等を追加し7手続をオンライン化。 RPAは会計年度任用職員例月給与の一覧表作成事務等5業務活用しており、今年度中にさらに拡大予定である。 AI-OCRは国勢調査の集計事務等3業務に活用した。 当該ツールについて、今後、活用範囲の拡大を図る。	A
R 8	活用業務拡大		
R 9	活用業務拡大		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規				8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナシップで目標を達成しよう
No.	項目	法務局とのデータ連携導入				
3						
所管課	税務課					
大項目区分	デジタル化による業務変革					
中項目区分	ICT導入による事務の効率化					
現状	現在未導入					
実施内容及び効果	<p>法務局から全登記データを受領、外字等突合作業を実施してデータベースを構築。その後、データの庁内共有、課税連携を実施することによって、以下の効果を図る。</p> <p>①適正課税の推進 ②RPAによるデータの取り込みによる入力作業に係る事務の簡略化と入力誤り防止 ③対市民用の閲覧システムの導入により、登記情報・GISシステムによる地番図情報を閲覧可能とし、市民サービスの向上を図る</p>					
年次計画		結果		進捗状況		
R 5	導入方法の検討 システム導入に係る交付金申請（デジタル田園都市国家構想交付金：デジタル実装タイプ）	予算化終了 交付金の申請中		A		
R 6	法務局より登記全件データを受領 →突合作業 登記情報管理システム導入 窓口閲覧システムの導入	登記全件データとの突合終了 登記情報管理システム導入完了 窓口閲覧システムの導入、運用開始 交付金実績報告		A		
R 7	登記情報管理システム運用開始	運用開始・課税連携		完了		
R 8						
R 9						

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規				9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
No.	項目	文書管理システムの導入				
4						
所管課		総務課				
大項目区分		デジタル化による業務変革				
中項目区分		ICT導入による事務の効率化				
現状		全庁で紙ベースでの起案、決裁、保存、廃棄が行われている。				
実施内容及び効果		文書管理システムを導入することによって、以下の効果を図る。 ①電子決裁導入による業務の効率化 ②文書の保管、廃棄費用の削減 ③ペーパーレス化の推進				
年次計画		結果			進捗状況	
R 5	以下の検討・調査を行い、庁内協議において導入の意思決定を行うと共に、必要な予算要求を行う。 ・先進事例の調査 ・導入するシステムの比較検討 ・必要な経費の算出	先進自治体からの聞き取り調査などから各自治体における導入手法・経費、メリット、デメリットなどの整理・検討を行った。 また、情報化推進担当職員と共に、数社のデモを通して各社のシステム構成、操作性を確認し、導入後の事務処理イメージの共有を行った。 結果、R6年度当初予算への計上に至った。			A	
R 6	導入	令和7年度運用開始			完了	
R 7						
R 8						
R 9						

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
5	自主財源の創出・確保	 	
所管課		財政課	
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築	
中項目区分		多様な財源の創出・確保	
現状		広報、HP等への有料広告導入。公告入り窓口用封筒等の無償提供。クラウドファンディングの活用（中村南小学校鼓笛隊楽器購入（寄付額2,600千円）） ≪R4予算≫ 広報：712千円、HP：60千円、家庭ごみ収集計画表：350千円、ふるさと案内所：72千円、広告付案内板：165千円	
実施内容及び効果		新たな媒体での広告導入を図ることによって、新たな財源の確保を図る。 （例）公用車、庁舎・公共施設の壁面等、郵送用封筒、便利帳・ガイドブック クラウドファンディングについては、活用可能か検証を行い、活用が見込まれる場合は、活用指針を策定し、活用を推進する。これにより、財源の確保のみならず、事業内容をPRすることで市の魅力発信や市の応援者を増やすことが期待される。	
年次計画		結果	進捗状況
R5	①広告導入について全国の活用事例を調査 ・インターネット等を通じて調査、必要に応じて問い合わせ ②調査事例の整理、本市活用について検証 ・課内で整理、検証 ・関係課へ実施可能かどうか確認 ③実施項目の選定、決定	インターネットを通じて全国の活用事例を調査し、本市で活用できそうな事例をいくつか選定した。関係課への照会、実施項目の選定、決定までには至っていない。	B
R6	①順次導入 ②情報収集を継続	情報収集は継続しているが、新たな広告導入には至っていない。クラウドファンディングについては、R7より猫不妊手術等推進（環境生活課）で実施予定。	B
R7	①実施項目の検証 ②順次導入 ③情報収集を継続	情報収集・検討は継続しているが、新たな広告導入には至っていない。クラウドファンディングについては、R7より猫不妊手術等推進（環境生活課）で実施、R8よりウルトラマラソン（生涯学習課）で実施を検討中。	B
R8	①実施項目の検証 ②順次導入 ③情報収集を継続		
R9	①実施項目の検証 ②順次導入 ③情報収集を継続		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

継続					
No.	項目	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナリプで目標を達成しよう
6	学遊館・トンボ自然公園のあり方の見直し				
所管課		観光商工課			
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築			
中項目区分		公共施設の在り方と運営の見直し			
現状		<p>四万十川学遊館・トンボ自然公園利用促進検討チームにおいて、入館促進及び収益向上に向けて検討し、取り組んでいるが、入館者数は年々減少傾向にあり、入館料では運営できないことから、市の委託料や寄付等に依存することが必要な状況である。</p> <p>四万十川学遊館・トンボ自然公園は、観光客をメインターゲットに利用促進を図っているが、利用者数は減少傾向にあり、観光施設として経営を成り立たせることは困難な状況にある。整備当初の主旨を踏まえ、改めて本市が目指すべき四万十川流域の自然保護や環境保全の取り組みに資する施設及び公園として、運営方法を見直す必要がある。</p>			
実施内容及び効果		<p>検討チームによる検討協議を継続することと共に、SNSやマスコミの積極的な活用による情報発信を行い、また、動植物のフィールド調査や展示を進め、自然保護活動や環境学習の場として積極的な活用を図ることによって、入館者の増加、経営の安定化を図る。</p> <p>環境保全等に対する専門的知見を有する指定管理者との意見交換を行いながら、地域の生態系の保全や希少種の保護や調査活動に取り組むとともに、地域住民や来訪者が自然の大切さを身近に学べる、体験できる環境教育の場となる施設へのリニューアルを検討する。</p>			
年次計画		結果		進捗状況	
R 5	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進検討チームによる検討協議（上半期） ・SNS等での情報発信（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進検討チーム会議を7月14日に開催し、学遊館・トンボ自然公園の取り組みを説明したうえで、利用促進に繋がる方法等を検討・協議した。 ・3月18日付で、自然共生サイト(環境省)に認定を受けた。 ・SNSやマスコミを活用し積極的な情報発信を行った。 		A	
R 6	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等での情報発信（通年） ・所管替えに係る庁内検討協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課（観光商工課、生涯学習課、環境生活課、総務課）による庁内協議を5月8日に実施し、将来的な施設等のあり方を検討するにあたり、施設利用や管理費用の観点など、整理すべき事項等を確認した。 ・前回協議を踏まえ、7月24日に庁内協議を再度実施し、持続的な運営を見据え自然保護や環境保全を軸に捉えた施設として、また教育学習や観光誘客にも活用するなど、今後のあり方を検討していく方向性を確認した。 ・10月16日から11月22日にかけて、指定管理先である「公益社団法人トンボと自然を考える会」の理事長及び杉村常務理事に対し市の方向性を報告するとともに、現場職員との意見交換を実施した。 		A	

R 7	新たな運営方針に基づく管理運営に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.3.28関係課（環境生活課）とともに指定管理者との意見交換を行い、施設のあり方について市方針を説明したが考えの相違により、R7以降も継続協議となった。 ・8/28、10/1継続して意見交換を行ったが、運営方針の決定には至らず、今後も継続協議を予定している。 	B
R 8	新たな運営方針に基づく管理運営に向けた検討		
R 9	新たな運営方針に基づく管理運営開始		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
7	公共施設の適正管理の徹底	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
所管課	財政課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	公共施設の在り方と運営の見直し		
現状	平成29年3月四万十市公共施設等総合管理計画策定 令和3年3月四万十市公共施設等総合管理計画個別施設計画策定 両計画に基づく施設の管理を実施		
実施内容及び効果	現計画の修正及び第2期計画（計画期間：R9～18）の策定を行うと共に、当該計画に基づく施設の適正管理を徹底することによって、公共施設の最適な配置の実現、計画的な維持管理、長寿命化等を図る。		
年次計画		結果	進捗状況
R 5	第1期計画に基づく管理 （必要に応じて適宜追加、修正）	8月に各課に対して個別施設計画の更新作業を依頼し、その結果を受けて、12月に計画の更新を行った。	A
R 6	第1期計画に基づく管理 （必要に応じて適宜追加、修正）	新規の公適債活用施設はなく、個別施設計画の更新は行っていないが、年度内に新設・廃止が行われた施設については整理を行う予定。	A
R 7	第1期計画に基づく管理 （必要に応じて適宜追加、修正）	9月に各課に対して個別施設計画の更新作業を依頼し、その結果を受けて、11月に計画の更新を行った。	A
R 8	第1期計画に基づく管理 （必要に応じて適宜追加、修正） 第2期計画策定		
R 9	第2期計画に基づく管理 （必要に応じて適宜追加、修正）		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

継続						
No.	項目	7 エネルギーもみんなに もってクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナシップで 目標を達成しよう
8	新食肉センターの整備					
所管課		農林水産課（食肉センター）				
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築				
中項目区分		公営企業の運営適正化				
現状		食肉センターは、昭和42年の創業以来、地域の食肉産業の拠点として、と畜だけでなく加工、販売まで一貫して行う食肉工業団地を関連事業者と共に構成しており、約150名の雇用を創出し、高い経済効果を生み出している。				
実施内容及び効果		新施設の整備を行うことによって、処理能力の増頭による畜産業の発展・雇用の増加等の効果も期待されると共に、H A C C Pに沿った高度な衛生管理が可能となる。また、運営主体を公社（市等が出資する法人）に見直すことによって、健全経営を第一義とし、持続可能な収支を図る。				
年次計画		結果			進捗 状況	
R 5	施設整備基本設計（R 4年度からの継続）	令和5年10月に基本設計業務完了			A	
R 6	（仮称）四万十食肉公社設立・施設整備実施設計	令和6年7月に一般社団法人四万十食肉公社を設立 施設建設の事業者選定プロポーザルの不調により実施設計未実施			B	
R 7	（仮称）四万十食肉公社が現施設を運営開始(指定管理)・浄化槽等整備工事 施設整備実施設計 業務開始	令和7年9月25日付けで施設建設事業者と設計・施工一括発注工事の契約締結。 同月から実施設計業務開始			A	
R 8	一般社団法人四万十食肉公社による現施設の運営開始(指定管理) 施設整備実施設計業務完了 排水処理施設等整備工事・本体整備工事					
R 9	本体整備工事					

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規				
No.	項目			
9	水道料金の適正化			
所管課		上下水道課		
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分		公営企業の運営適正化		
現状		水道料金の改定は、5年毎に検証、必要な見直しをすることとしている。平成28年4月に一律20%増額改定を実施。令和3年4月は、前年度の水道料金審議会において「料金改定なし」との答申を得たことから、未改定。		
実施内容及び効果		本市の水道事業は、給水人口減少による給水収益の長期的な減少が見込まれているが、安定的な給水を行うため、南海トラフ大地震対策として基幹管路布設替を実施すると共に、耐用年数を経過した老朽施設や管路等の更新にも取り組む必要がある。このため、投資・財政シミュレーションを実施し、持続的に水道事業を運営できるよう、令和8年10月に水道料金の見直しを行う。これにより、経営基盤の安定化を図ると共に、耐震化対策や老朽施設等の更新が推進される。		
年次計画		結果	進捗状況	
R 5	以下の検討を行い、経営戦略見直しの準備を行うと共に、必要な予算要求を行う。 ・投資計画の概算事業費算出 ・給水収益シミュレーション	令和2年3月に策定した「四万十市水道事業経営戦略」（計画年度R2～R11）について、中間年となるR6年度に見直しを行うよう、令和6年度当初予算に計上し、3月定例会に議案提出する。	A	
R 6	四万十市水道事業経営戦略の見直し ・アセットマネジメント策定業務 ・経営戦略策定業務	令和7年2月に四万十市水道事業アセットマネジメントを策定。令和7年3月に四万十市水道事業経営戦略を改定（予定）。	A	
R 7	四万十市水道料金審議会委員の選任 四万十市水道料金審議会の開催 ・4月～9月8月～11月（4回程度） 四万十市水道料金審議会答申 ・10月12月予定 料金システムの改築 →3月 条例改正議案 ・3月議会上程	四万十市水道料金審議会委員の選任 四万十市水道料金審議会の開催 ・8月～11月（3回）	A	
R 8	使用者への周知 料金改定			
R 9				

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

継続			
No.	項目	四万十市観光協会の自主活動充実と自立化への誘導 四万十市観光協会の役割明確化と自主事業の拡充	11 住み続けられるまちづくりを
10			17 パートナーシップで目標を達成しよう
所管課	観光商工課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	公益法人等の運営の見直し		
現状	<p>協会は、市の事業である新安並温泉の運営業務やクーポン事業の受託、自主事業であるレンタサイクル業務を実施することによって自主財源の確保に努めているものの、その他の実施業務としては収益に繋がらない公共的な性質のものが中心であり、その他の事業を実施するための財源としては市の補助金に依存することが必要な状況である。</p> <p>本市が観光振興を図るうえでは、観光消費を創出する仕組みづくりなど、受入体制強化が必須であり、地域に密着した協会の強みを発揮することが求められる。協会は、市や県等の補助を受け観光案内業務やスポット的な観光誘客事業等を実施するほか、自主財源でレンタサイクル業務や観光商品造成等を行っているものの、財源確保が厳しく、経済波及事業への展開が困難な状況に置かれている。</p>		
実施内容及び効果	<p>新規観光商材の開発やSNS・マスコミの積極的な活用による情報発信を新たに実施することによって、更なる収益化を図ることで、経営の安定化・自立化を目指し、市の補助金等の削減を図る。</p> <p>協会が地域団体（飲食店組合、旅館組合、商店街、商工業団体等）と連携した地域経済に波及する観光消費を生み出す仕組みづくり、また観光人材の育成など、本市が観光地として成熟していくために必要な取り組みを担う組織と位置づけ、行政やDMO組織との役割分担、自主事業を整理した上で、市等の財政支援（新たな財源として宿泊税導入を検討）を受けながら事業展開することで、観光関連事業者の税収増加による安定した行財政基盤の構築を目指す。</p>		
年次計画		結果	進捗状況
R 5	<ul style="list-style-type: none"> ・新規観光商材の開発（通年） ・SNS等での情報発信（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規観光商材として、観光庁の観光再始動事業の採択を受け、観光コンテンツの開発を行っている。 ・SNSやマスコミ等への情報発信のほか、インバウンド向けWEBマガジンにも本市の観光について、積極的に掲載している。また、令和5年度は、10月28～29日にかけて今回で第35回目となる龍馬world in四万十を開催し、国内及び海外へ情報発信を行った。 ・第3弾となる四万十市クーポン券事業の受託を行い、自主財源の確保に努めた。 	A

第3次四万十市行政改革大綱及び推進計画進捗管理票

R 6	<ul style="list-style-type: none"> ・新規観光商材の開発(通年) ・SNS等での情報発信(通年) ・高知県どっぷり高知旅キャンペーンと積極的に連動した取り組みの実施(R9年度まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規観光商材として、高知県どっぷり高知旅キャンペーンと連動した観光商材の開発を行っており、キャンペーン内で4～5つの観光商材の開発を行い、収益化に努めている。 ・SNSやマスコミ等への情報発信のほか、高知県どっぷり高知旅キャンペーンのコンテストで観光協会のコンテンツである「レンタサイクルを活用した自由な四万十川・四万十市内散策」が幡多地域1位を受賞しており、高知県プロモーションでもHP等で情報発信を行っている。 ・どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会が設置している周遊促進・滞在延長支援事業費補助金を活用して四万十川バス周遊促進事業を行っている。 ・第4弾となる四万十市クーポン券事業の受託を行い、自主財源の確保に努めた。 ※協会は、更なる収益化を図るよう努めてはいるが、経営の安定化・自立化に至るには現実として非常に困難な状況である。 	A
R 7	<ul style="list-style-type: none"> 自立運営の検討・実施 自主事業の整理・地域経済への波及検討 宿泊税導入検討 	<p>令和8年度以降の協会自主事業について、複数回の協議（10/20、11/7、11/21、12/1予定）を行い、観光振興における取組方針の認識共有、市と協会の役割分担、財政支援を要する経費等の整理を行った。</p>	B
R 8	<ul style="list-style-type: none"> 自立運営の検討・実施 地域経済への波及事業の実施 宿泊税導入検討 		
R 9	<ul style="list-style-type: none"> 自立運営の検討・実施 地域経済への波及事業の実施 宿泊税導入検討 		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

継続				
No.	項目	四万十市スポーツ協会の事業活動の拡充	11	17
11			住み続けられるまちづくりを	パートナーシップで目標を達成しよう
所管課	生涯学習課			
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築			
中項目区分	公益法人等の運営の見直し			
現状	協会は、市スポーツ施設の管理を受託すると共に、各種スポーツ大会、イベントの主催等を担い、四万十市のスポーツ振興に寄与する活動を行っている。現在、市が主管しているスポーツ関連事業の協会への委託について検討を進めてきたが、諸々の事情により実施に至っていない。			
実施内容及び効果	協会及びスポーツ関連団体との協議を継続し、スポーツ少年団事務局事務等の委託、広域的なスポーツ事業や地域への部活動移行事業への関与のあり方についても、併せて検討を進めていき、以下の効果を図る。 ① 住民サービスの向上 ② 事務負担の軽減 ③ これまでの施設管理型組織から、各種スポーツ事業（活動）の推進役としての組織、また地域での身近な組織へと変革することにより、地域住民一人ひとりの多様なニーズに対応			
年次計画		結果	進捗状況	
R 5	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興に関する考え方を整理 ・四万十市スポーツ協会と協議 ・募集要項の作成 ・指定管理料上限額の算出 ・主催事業の引継ぎ 	当該協会について、事業活動の拡充を図り、スポーツ推進に係る業務を幅広く行ってもらうため、これまでのスポーツ施設の管理を主体としたものから、一定スポーツの推進を担った指定管理となるよう業務内容の見直しを行い、指定管理者（期間：R6～10年度）の募集・選定を行った。指定管理期間中もスポーツ推進の拡充や住民サービスの向上が図れるよう協議を継続していく。	A	
R 6	<ul style="list-style-type: none"> ・基本協定の締結 ・年度協定の締結 ・スポーツ少年団事務局事務の移管検討に関する業務を整理 ・部活動地域移行に係る運営団体としての考え方を整理及び運営事務局としての可能性について協議 ・スポーツツーリズムによる合宿誘致活動の業務及び受け入れ態勢を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6～R11.3.31までの5年間に係る基本協定書を締結。併せて、R6年度の年度協定を締結した。 ・スポーツ少年団事務局事務の移管、部活動地域移行に係る運営団体に係る協議について、スポーツ協会との連絡調整会議で協議継続を確認した。 ・スポーツ合宿については、関係団体（観光商工課、観光協会等）と協議を行い、受け入れ態勢等を整理した。（※スポーツツーリズムについては、引き続き市サイドで方向性等整理する。） 	A	
R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・年度協定の締結 ・スポーツ少年団事務局事務の移管検討に関する体制等の協議 ・部活動地域移行に係る運営事務局としての体制（人員等）について協議 ・スポーツツーリズムによる合宿誘致活動の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年度の年度協定を締結した。 ・スポーツ少年団事務局事務の移管及び部活動地域移行に係る運営事務局体制について、スポーツ協会との連絡調整会議において、年度内に協議を行う予定である。 ・スポーツツーリズムによるスポーツ合宿の誘致については、スポーツ協会に業務の移管完了。 	A	
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・年度協定の締結 ・スポーツ少年団事務局事務の移管に関する業務・体制等を構築、確立 ・部活動地域移行に係る運営事務局としての体制確立 ・スポーツツーリズムによる合宿誘致活動開始 			
R 9	<ul style="list-style-type: none"> ・年度協定の締結 ・スポーツ少年団事務局事務移管完了 ・部活動地域移行に係る運営団体の業務開始 			

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
12	婚活事業の実施体制の見直し	 	
所管課		子育て支援課	
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築	
中項目区分		民間活力の効果的な活用	
現状		<p>市直営で少子化対策事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会いサポート事業（登録制による個別引き合わせ制度） ・婚活サポーター ・婚活イベントの企画、運営 	
実施内容及び効果		<p>結婚支援センターを設立し、その運営を民間委託することによって、以下の効果を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民サービスの向上（民間の柔軟性を活用） ②事務負担の軽減 ③市の財政的負担の軽減 	
年次計画		結果	進捗状況
R 5	<p>結婚支援センターを設立し、民間委託に向けて下記の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズの把握及び先進事例の調査 ・直営で事業を実施しながら、各事業の課題の整理 ・委託後にも適切な事業の進捗管理が行うためのKPIの検討 	<p>4月より結婚支援センターを設立し、出会いサポート事業及び婚活イベントの充実を図りながら、各事業の課題の整理を行った。併せて利用者からのニーズの集約を行い、民間委託に関する仕様書案を作成した。進捗管理のためのKPIについては、婚活事業に深く関わっていただいている「婚活サポーター」にご意見を頂き検討している。</p>	A
R 6	<p>民間委託に向けて下記の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託後にも適切な事業の進捗管理が行えるようKPIを設定 ・受託候補者を選定するためのプロポーザル審査会の実施 ・直営で事業を実施しながら、選定された契約候補者に実施方法の引継ぎ 	<p>4月にプロポーザル審査会を実施し、5月より事業者の募集を開始。6月に審査会を行い、市内NPO法人に事業を委託した。7月までは直営で事業を行いながら引継ぎを行い、7月20日より委託先による運営を開始。開始後は毎月の定例会を行うなど、設定したKPIに従い、事業が円滑に進むように進捗管理を行っている。</p>	A
R 7	<p>事業の委託を実施し、設定されたKPIに基づき事業の管理を行う</p>	<p>令和6年度に引き続き、結婚支援センター運営業務を市内NPO法人へ委託しており、事業内容については、毎月の定例会を通じて設定したKPIの達成状況を把握し、進捗管理を行っている。</p>	A
R 8	<p>事業の委託を実施し、設定されたKPIに基づき事業の管理を行う</p>		
R 9	<p>事業の委託を実施し、設定されたKPIに基づき事業の管理を行う</p>		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規				
No.	項目	3 すべての人に健康と福祉を	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナシップで目標を達成しよう
13	項目	地域医療連携推進法人の設立		
所管課		市民病院		
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分		民間活力の効果的な活用		
現状		今後の高齢化社会の加速化を見据え、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる医療提供体制を維持するため、それぞれの医療機関同士は、競争から協調へとその軸足を移し、連携を強化していく必要がある。その趣旨から、医療法が改正され、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度として、「地域医療連携推進法人」が創設された。		
実施内容及び効果		地域医療連携推進法人を設立することによって、各医療機関の役割が明確化され、地域住民にとって過不足のない医療提供体制の構築が期待される。まずは、地域の医療機関同士での効率的な病床コントロールのための連携強化から着手する。		
年次計画		結果	進捗状況	
R 5	地域医療構想の実現のため、複数病院で法人化する方針を確認。病院長会、事務長会で連携推進方針、定款等の設立するにあたって必要となる事項の詳細について協議を進めていく。必要に応じて他の部署長会議の運用も検討する。	病院長会3回、事務長会5回、合同勉強会2回をそれぞれ実施した。連携推進方針、定款について細部を詰めている最中である。そのことと並行し共同購買、共同研修、地域フォーミュラリについて具体化を検討していく。	A	
R 6	一般社団法人の設立登記を行い、県に地域医療連携推進法人としての認可申請を行う。法人として共同研修、地域フォーミュラリ等の活動に取り組む中で更に多くの医療介護関係機関に法人参画を求め、地域医療構想の実現を目指す。	R6.4.15に幡多地域6病院により設立準備委員会を立ち上げ、一般社団法人の設立登記と、県に地域医療連携推進法人としての認可申請を行った。令和7年4月に「一般社団法人はたまるパートナーズ」設立の見込みとなっている。また、設立準備委員会において、共同研修会の開催、医療材料のコスト削減の取り組みなども実施した。	完了	
R 7				
R 8				
R 9				

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
14	民間事業者との連携による空き家利活用の促進	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナシップで目標を達成しよう
所管課	まちづくり課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	民間活力の効果的な活用		
現状	市内には約1,900軒の空き家が存在し、その内、約7割が小規模又は一定の改修により利活用が可能な状況にあり、特に市街地（中村・具同・東山）においてその割合が高い傾向にある。その多くが居住者の死亡、入院、施設入所等の事由によって利用しなくなっており、売却、賃貸の意向を持つ所有者は多い。また「市街地に居住したい」、「空家をリフォームした住宅に対して大きな抵抗がない」と感じる子育て世帯は多いが、所有者にとって宅建業者に相談するという敷居は高く、市街地は賃貸物件不足の状況にある。		
実施内容及び効果	市街地において空家の流通促進を図るため、市と民間事業者の連携方法に係るモデル事業を創設する。このことにより、空家の活用を推進し、以下の効果を図る。 ①増加傾向にある空き家件数の増加抑制 ②特定空家（隣接家屋等への倒壊危険性のある空家等）になりうる物件の増加抑制 ③市民が安全に暮らせる住環境と景観の保全		
年次計画		結果	進捗状況
R 5	<p>四万十市空き家等利活用促進モデル事業の協定書に基づき下記取組みを実施。</p> <p>◆広報及び意識啓発（4月） 4月広報によりモデル事業（以下「事業」）の運営を幅広く周知するとともに、事業のチラシを課税通知書に同封し、空き家所有者へ利活用促進に向けた意識啓発を図る。また、四半期ごとに市の広報を通じて物件を募集。</p> <p>◆賃貸の調査及び募集（4月～適時募集） 今まで市が実施した空き家調査の結果を基に、空き家所有者に対して活用希望調査を実施。この希望調査で活用を望む方に対して5月中に説明を行い、十分に理解を得て事業の利用を決断してもらう。</p> <p>◆物件情報の共有（6月～適時） 事業の参画事業者を集め、物件情報の共有を図り、空き家仲介の業者を選定。さらに、事業の運営の課題や効率化に対して意見交換を実施。</p>	<p>◆広報及び意識啓発の実施 空き家所有者などに事業チラシを課税通知書に併せて同封し、空き家利活用の意識啓発を図った。また、市HPにもモデル事業を掲載し、幅広く周知に務めた。</p> <p>◆賃貸の調査及び募集の実施 空き家調査の結果を基に、21件の空き家所有者に対して活用希望調査を実施し物件の募集を行い、3件の申請があった。</p> <p>◆物件情報の共有の実施 市内の不動産事業へモデル事業の取り組みを説明し参画事業者を募った結果、8件の不動産事業者と連携し、モデル事業の運営の課題や効率化に対する勉強会を実施した。また、3件の空き家の物件情報の共有をおこなった。</p>	A
R 6	<p>協定書に基づき下記取組みを実施。</p> <p>◆事業スキームの見直し（R5の課題整理を踏まえ）</p> <p>◆広報及び意識啓発（通年） 四半期ごとに市の広報を通じて事業の物件を募集。また、事業のチラシを課税通知書に同封し、空き家所有者へ利活用促進に向けた意識啓発を図る。</p> <p>◆賃貸の調査及び募集（通年） 今まで市が実施した空き家調査の結果を基に、空き家所有者に対して事業の活用希望調査を実施。この希望調査で活用を望む方に対して事業の説明を行い、十分に理解を得て事業の利用を決断してもらう。</p> <p>◆物件情報の共有（通年） ※取組内容はR5と同様</p>	<p>◆紹介する事業者数に上限を設けるなど、所有者とのマッチングをスムーズに行うことができるようスキームを見直した。</p> <p>◆広報及び意識啓発の実施</p> <p>◆調査及び募集の実施 空き家に関する相談に対し、積極的に当該事業を周知した。その結果5件の申請を受け付け、すべての物件を宅建業者へと紹介することができた。</p> <p>◆物件情報の共有 5件のうち、成約となったものは1件であり、成約に至った経過、また成約に至らない理由などを登録事業者からの情報収集により共有を図った。</p>	A

第3次四万十市行政改革大綱及び推進計画進捗管理票

R 7	R 6と同様	<ul style="list-style-type: none"> ◆スキームの見直しを検討したが、既存のスキームを修正する事はなかった。 ◆広報及び意識啓発の実施 土佐清水小学校からの依頼を受け空き家対策事例を紹介。他市町村との空き家対策勉強会で本市の事例を紹介。 ◆調査及び募集の実施 空き家に対する相談に対し、事業周知を行った結果、R7は2件の申請受付を行い、宅建業者へ紹介した。R6に登録を行った1件については、売約済みとなっている。 ◆物件情報の共有 R6同様、成約に至らない理由などを登録業者から情報収集を行い共有を図っている、 	A
R 8	事業の運営について、空き家利活用の促進に向けて両協会と市で事業継続の評価を実施。		
R 9			

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

継続				
No.	項目	市単補助金の廃止・縮減 補助金等の適正化	11	17
15			積み上げられるまちづくりを	パートナーシップで目標を達成しよう
所管課	財政課			
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築			
中項目区分	事務事業の見直し			
現状	<p>予算編成において、運営補助については、繰越金の多い団体は、補助の廃止、休止、削減を検討している。事業補助については、実施成果や効果を点検し、役割を終えたものや効果が低下している事業について、見直し、廃止・縮小・統合を検討している。</p> <p>しかし全庁的な見直しではなく、所管課の自主的な見直しとなっており、その効果等が十分に評価・検証されておらず、思い切った見直しに繋がっていない状況にある。</p>			
実施内容及び効果	<p>補助金等の見直しの統一基準としてガイドライン等を策定し、それに基づいた定期的な見直しを全庁的に行う。本来、運営補助金の交付を受けている団体においては、自主財源により自立して事業を実施、運営していく姿が理想と考えられ、統一したガイドライン等を示すことでそれを促進し、各団体の自主性・自立性の意識付けにつなげると共に、市の財政負担の軽減を図る。</p>			
年次計画		結果	進捗状況	
R 5	①他団体のガイドライン等の調査 ・インターネット等を通じて調査、必要に応じて問い合わせ ②ガイドライン等案の策定 ③案について各課より意見等聴取のうえ修正 ④ガイドラインの決定	今年度内にガイドライン案を策定予定	B	
R 6	①ガイドライン等に基づき全市的な見直しの実施 ・10月末までに実施 ②次年度の当初予算に反映	ガイドラインを策定し、各課より見直し調書の提出を受け、見直し内容の検討を行った。 直ちに見直せるものは令和7年度当初予算に反映した。	A	
R 7	①所管課での評価・検証	所管課での評価・検証を踏まえ、見直しを行ったものは令和8年度当初予算にて反映する予定	A	
R 8	①所管課での評価・検証			
R 9	①所管課での評価・検証			

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
16	ペーパーレス化の推進	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
所管課	総務課・企画広報課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	市役所業務の見直しによる組織運営の効率化		
現状	<p>全庁的に紙ベースでの起案・決裁→保管といった文書管理が行われており、日常的に多くの紙文書が発生している。また、保管文書の適正な管理、廃棄等が行われておらず、市役所全体の文書保管スペースに余裕がない状況である。</p> <p>更に議会对応をはじめとした業務の遂行上、予算書、事務報告書、予算見積書等、非常に高ボリュームの情報が紙ベースでの印刷・配付が行われている。</p>		
実施内容及び効果	<p>①文書管理及び財務会計業務において電子決裁を導入。併せて文書管理規程の見直し（保管方法等）を行うことによって、新たな紙ベースの文書の発生を抑制する。</p> <p>②永年保存データの保存期間の見直しや、データ保管への転換などを進めると共に、保存文書の適正な管理、廃棄を行い、市役所全体の紙ベース文書を削減する。</p> <p>③所属長等へのタブレットの配付を行い、議会对応等に係る高ボリュームの文書（予算書、決算書、議案書等）の電子配付を行うと共に、会議、協議等の場におけるペーパーレス化を推進し、新たな紙ベース文書の発生を抑制する。</p>		
年次計画		結果	進捗状況
R 5	<p>◆文書管理システム：No.4 のとおり</p> <p>◆タブレット導入：議会事務局と共に業者選定、導入に向けた準備、協議等を進め、議会運営においては12月議会からの導入を実施する。また、各種高ボリューム文書の電子配付、会議におけるペーパーレス化の実施に向けて、その範囲や運用方法等についての取りまとめをタブレット導入に併せて行い、対応可能なものから実施する。</p> <p>◆作成済の紙ベース文書の削減：保存文書の適正な管理・廃棄を全庁的に徹底することによって、既存の紙ベース文書の削減（過剰保管状態となっている書庫の整理）を行う。</p>	<p>・文書管理システム：No.4 のとおり</p> <p>・タブレット導入：12月議会前に配布完了。議会との協議により、3月議会から紙、データの併用運用実施中。</p>	A
R 6	<p>◆文書管理システム：システム導入及び文書管理規程の改正を行う。</p> <p>◆タブレット導入：各種高ボリューム文書の電子配付、会議におけるペーパーレス化を徹底する。</p> <p>◆作成済の紙ベース文書の削減：保存文書の適正な管理・廃棄を全庁的に徹底する。</p>	<p>・文書管理システム：No.4 のとおり</p> <p>・タブレット導入：議会関係では、令和7年3月定例会以降は完全ペーパーレス化。財政係に追加配備を行い、予算査定もペーパーレス化で対応。庁内会議でのペーパーレス化推進（指名審査会、政策会議、選挙管理委員会等）</p> <p>・作成済の紙ベース文書の削減：各課に呼びかけを行い、書庫などの滞留文書の廃棄を促進（10cmファイル約300冊分）</p>	A
R 7	<p>会議におけるペーパーレス化の徹底（各課にノートPCの配備）</p> <p>保存文書の適正な管理・廃棄の徹底</p>	<p>会議室での紙資料配布の原則禁止（各課にノートPCの配備・会議室へのモニター配備完了）</p> <p>コピー料、コピー用紙代合計△約25%（△約40万円）※4～10月分昨年度比</p>	A
R 8	<p>会議におけるペーパーレス化の徹底</p> <p>保存文書の適正な管理・廃棄の徹底</p>		
R 9	<p>会議におけるペーパーレス化の徹底</p> <p>保存文書の適正な管理・廃棄の徹底</p>		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

継続			
No.	項目		
17	定員管理計画の策定	 	
所管課		総務課	
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築	
中項目区分		組織・機構等の合理化	
現状		令和3年4月1日における類似団体との比較では、定数よりも60人超過している状況となっている。そのほとんどは保育所職員の人数によるものであるが、市内保育所では少子化に伴う入所児童減少による運営休止等が複数園で発生する見込みがあることから、この状況も考慮した新たな定員管理計画の策定が必要な状況である。	
実施内容及び効果		類似団体との定年比較、各課の業務内容の再確認を行い、定員管理計画を策定する。これにより、職員の適正な配置を行うことが可能となり、業務の平準化を図ることが可能となる。	
年次計画		結果	進捗状況
R 5	◆同規模他市町村の計画調査 ◆各課の業務内容の確認	公立保育所入所児童数の推計から、この先の保育所職員の必要数を確認した。	B
R 6	計画策定	同規模他市町村の計画調査を行い、素案の策定を行った。	B
R 7	計画に基づく定員管理 素案に基づく考え方の整理	素案を作成し、同規模他市町村との比較を踏まえ、総務課において考え方を整理している。	B
R 8	計画に基づく定員管理 素案に基づく考え方の整理		
R 9	計画に基づく定員管理 計画策定に向けた庁内調整		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
18	職員研修の充実	 	
所管課		総務課	
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築	
中項目区分		職員の能力開発	
現状		毎年、四万十市職員研修計画を作成し、こうち人づくり広域連合が実施する階層別研修・能力向上研修、市町村アカデミーの他、適宜、講師派遣等による市の研修といった職場外研修を主体に実施している。	
実施内容及び効果		これまで同様、こうち人づくり広域連合が実施する研修への参加が主体となるが、近隣の市町村とも連携し、基本的な能力研修やハラスメントに関する研修等、共通する研修については、合同で実施していく。これにより、職員の能力向上を図る。	
年次計画		結果	進捗状況
R 5	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員研修計画の改定 ◆職員研修計画に基づく研修実施 	職員研修計画を策定し、その計画に基づく研修を実施した。	A
R 6	同上	同上	A
R 7	同上	同上	A
R 8	同上		
R 9	同上		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

継続			
No.	項目		
19	時間外勤務の抑制		
所管課		総務課	
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築	
中項目区分		ワークライフバランスの推進	
現状		ノー残業デイの実施、業務平準化の実施、業務改善（事業スクラップ、事業の簡素化・見直し）	
実施内容及び効果		<p>各課に業務平準化の実施を促すとともに、人事ヒアリング時には、具体的な業務改善（事業スクラップ、事業等の簡素化・見直し）について、調書を提出のうえ実施してもらい、その効果について検証していく。</p> <p>また、全庁的には金曜日をノー残業デイとしているが、無理な場合は、各課でノー残業デイを設定してもらう。</p> <p>以上の取組みを行うことにより、年次有給休暇の取得促進、男性職員の育児休業・配偶者出産休暇取得促進、時間外勤務の抑制による人件費の削減を図る。</p>	
年次計画		結果	進捗状況
R 5	時間外勤務時間の縮減 (対平成30年度比5%縮減)	4月から1月までの比較で6%縮減	A
R 6	時間外勤務時間の縮減 (対平成30年度比8%縮減)	4月から1月までの比較で13%縮減	A
R 7	時間外勤務時間の縮減 (対平成30年度比11%縮減)	4月から9月までの比較で13%縮減	A
R 8	時間外勤務時間の縮減 (対平成30年度比13%縮減)		
R 9	時間外勤務時間の縮減 (対平成30年度比15%縮減)		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

No.		項目	5 ジェンダー平等を 実現しよう	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
20					
所管課		総務課			
大項目区分		市民とのパートナーシップの推進			
中項目区分		市民との協働の推進			
現状		<p>◆市が設置する審議会等における公募委員の選定は、各所管課において実施。</p> <p>◆公募委員の募集が行われている審議会等は極めて限定的</p> <p>◆女性委員の構成比率、青年層委員の登用推進など、審議会等の委員選任に関する市としての方針等が無い</p> <p>◆市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政を推進するため、公募委員の積極的活用を推進することが必要。</p>			
実施内容及び効果		<p>公募委員や女性委員の割合の目安、重複選任件数の制限等を盛り込んだ「審議会等の委員の選任に関する指針」を策定すると共に、公募委員の登録制度等を創設する。これにより、①公平な市民参加機会の確保、②市政に対する多様な意見の反映機会の確保を図る。</p>			
年次計画		結果	進捗状況		
R 5	<p>以下の検討等を行い、年度内に公募を実施し、順次委嘱時期の到来した審議会等への公募委員の委嘱を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の審議会委員等の状況把握 ・他市事例等を参考に公募に関するスキームの作成 ・審議会等の委員の選任に関する考え方を整理し、指針等を作成、市内周知 ・公募の開始、応募の取りまとめ、各課との情報共有、審議会委員等への委嘱 	<p>本市審議会等の委員の選任状況調査を実施し、その結果及び先進自治体の事例を参考に本市としての運用方針案を作成。当該方針案を基に関係課協議を行い、R7年度までの3年間を試行期間とする方針案を決定。</p> <p>住民基本台帳からの無作為抽出者500人への応募案内及び一般公募に基づいて、5つの審議会に合計23人の応募があり、各課による選定の結果9人の公募委員を委嘱。</p>	A		
R 6	<p>委嘱委員や各所管課の意見を基に公募のスキーム等の検証・見直しを実施し、当該年度に更新予定の審議会等の委員の公募を行う。</p>	<p>昨年度に続き試行期間として対応。住民基本台帳からの無作為抽出者500人への応募案内及び一般公募に基づいて、6つの審議会に合計14人の応募があり、各課による選定の結果6人の公募委員を委嘱。</p>	A		
R 7	<p>委嘱委員や各所管課の意見を基に公募のスキーム等の検証・見直しを実施し、当該年度に更新予定の審議会等の委員の公募を行う。3年間の試行期間の実績、関係課の意見等を踏まえ、今後の方向性を決定する。</p>	<p>昨年度に続き試行期間として対応。8つの審議会に合計16人の応募があり、8人の公募委員を委嘱。今後、令和8年度以降の取り扱い方針について市内での検討を進める。</p>	A		
R 8	決定した方針に基づく運用を実施				
R 9	決定した方針に基づく運用を実施				

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
21	自治会をとりまく諸課題の解決	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
所管課	総務課		
大項目区分	市民とのパートナーシップの推進		
中項目区分	地域活動の活性化		
現状	自治会は、地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしているが、加入率の低下、担い手不足等によって活動の持続可能性が年々低下している。また防災、高齢者や子どもの見守り、空き家対策など、刻々と変化する地域社会のニーズへの対応が難しくなっており、これまで以上に行政の支援が必要となってきた。		
実施内容及び効果	以下の取り組みを行うことで、持続可能な自治会活動体制・支援体制を構築する。 ①実態・要望把握のために区長アンケートの実施 ②モデル地区での調査・研究・モニタリング ≪以下の取り組みは実態・要望内容によって検討≫ ③自治会への加入促進 ④市との連携に係る自治会の負担軽減 ⑤自治会同士の連携強化		
年次計画		結果	進捗状況
R 5	<ul style="list-style-type: none"> 区長アンケート、市民アンケートを実施し、自治会活動における課題の整理、市としての支援の在り方の検討を行う。 モデル地区でのモニタリング調査などを行い、アンケートを補完する形での意見の吸い上げなどを行う。 取りまとめた意見等を基に、区長会の意見を聞きながら市としての取り組み方針を作成し、随時可能なものから取り組みを実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 区長アンケート及び市民アンケートを実施し、結果を全区長へ共有 アンケートを補完する場として区長との意見交換会を旧町村単位4地区で実施 自治会加入促進パンフレットの作成及び転入届窓口への備え置き 自治会加入促進に関する協定を区長会、不動産協会と締結 HPに自治会加入促進啓発ページ及び加入登録フォームを作成 作成要望の多かった「区長の手引き」を年度内に作成 令和6年度末までの取り組み方針を作成 	A
R 6	継続して取り組みを実施	<ul style="list-style-type: none"> 以前より要望があった区長文書の全庁的な見直しを実施し、取扱方針を改訂。 HPの自治会加入促進啓発ページを随時更新 「区長の手引き」を更新、配布。 区長文書データのホームページへの掲載を開始。 地区別意見交換会を2地区で実施 	A
R 7	継続して取り組みを実施	<ul style="list-style-type: none"> 区長文書の削減に向けた取り組みを継続。 HPの自治会加入促進啓発ページを随時更新 「区長の手引き」を更新、配布。 区長文書データのホームページへの掲載を継続。 自治会支援システムの導入検討を開始 	A
R 8	継続して取り組みを実施		
R 9	継続して取り組みを実施		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
22	消防団員の欠員状態の解消		
所管課	地震防災課		
大項目区分	市民とのパートナーシップの推進		
中項目区分	地域活動の活性化		
現状	本市の消防団の定数596人に対し、実人数は565人（R5.1.1）となっており、31人が欠員状態となっている。団員の確保は各分団に一任している状況であり、市としては広報等での団員募集の呼びかけを行っているのみ。		
実施内容及び効果	欠員状態となる要因の分析、それに対する対応策の検討を行い、導き出した対応策を実施する。欠員状態を解消することによって、地域の消防力、防災力の向上を図る。		
年次計画		結果	進捗状況
R 5	以下の調査、検討等を行い、対策方法を決定し次年度から実施する。併せて本年度より広報活動を強化する。 ・現状把握 ・充足率の低い消防団へのヒアリングの実施（西土佐方面隊） ・対応方法の検討 ・高知県消防総合支援事業を活用しPRを強化	西土佐地域、中村地域それぞれで団員へのヒアリングを実施し、欠員や地区の状況などを聞き取り、消防団が抱える課題や現状について整理することができた。 団員募集の周知は、広報誌のほか土佐中村郵便局で説明会を行った。次年度は機能別消防団員制度の導入を図るため関係機関との協議を行っていく。	A
R 6	実施 (欠員人数31名→26名)	非常時出動のみを業務とする機能別消防団員の導入について、消防署や消防団役員と協議を重ね、制度案を策定。 R7年度からの運用開始に向け、関係例規の改正を行った。 (R7.1月末欠員人数：29名)	A
R 7	実施 (欠員人数26名→21名)	機能別団員制度運用開始。 R7.12月末時点で5名の機能別団員を任用。 (R7.12月末欠員人数：23名)	A
R 8	実施 (欠員人数21名→16名)		
R 9	実施 (欠員人数16名→11名)		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

新規			
No.	項目		
23	民生委員の欠員状態の解消	 	
所管課		福祉事務所	
大項目区分		市民とのパートナーシップの推進	
中項目区分		地域活動の活性化	
現状		本市の民生委員の定数136人に対し、実人数は124人（R5.1.1）となっており、12人が欠員状態となっている。民生委員の選考は、各区長から推薦いただき選考することとなっている。	
実施内容及び効果		欠員地区については、地区の現状を把握し区長と相談しながら推薦いただけるよう連携を図っていく。民生委員は地域の見守りや災害時の避難支援など地域支援の重要な役割を担っている、欠員状態を解消することにより、地域の福祉力の向上を図る。	
年次計画		結果	進捗状況
R 5	民生委員の事務局である社協と課題の洗いだしを行い、取組方針を共有のうえ区長にも協力いただきながら個別に地区に対して推薦の促しを行う。 (欠員人数12名→8名へ)	区長に連絡して推薦の促しを行った。令5で新たに2名に委嘱できたものの、病氣療養等のため2名の解嘱が発生した。欠員人数は9名。	A
R 6	社協と取組方針について必要に応じて適宜見直しを行い、個別に地区に対して推薦の促しを行う。 (欠員人数8名→4名へ)	新たに委嘱も新たに離職される方がいるため数的な改善は叶わず、年度末11人の欠員となる見込み。背景には活動への負担感の他、人材欠如等もあることが分かった。R7.12の一齐改選時期にゴールを修正し地区の見直しと負担の軽減に取り掛かっている。一齐改選後は地区の見直しにより不在3地区については改善される見込み	B
R 7	アンケートを行った結果、過大な負担や必要性の低い取組などがあつた。社協と一緒に活動の振り返りを行い負担の軽減等を通じて不在地区の解消に努める。 (R7.12.1時点の民生委員:の欠員人数6人)	既に地区の合併を行っており数地区において不在地区の解消が期待される一方、民生委員の負担軽減については、民生委員の事務局との連携が想定どおりに進まないため、現時点では負担軽減を成果とした不在地区の解消は限定的になると考えられる。	B
R 8			
R 9			

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

中間追加			
No.	項目		
	市立市民病院の経営健全化	 	
所管課	四万十市立市民病院		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	地域医療の確保		
現状	<p>当院医療圏の幡多地域では、過疎化、人口減少が急激に進展し、患者の減少に伴う収益の減少と経営の悪化、医師や看護師など医療人材の確保が困難となっている。さらに、昨今のエネルギー価格や医療材料などの物価高騰、賃上げに伴う人件費の急激な上昇などの影響により、地域医療を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増している。</p> <p>このような情勢の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる地域医療体制を維持するため、これら医療環境等の変化に柔軟に対応し持続可能な病院経営を行うことが課題となっている。</p>		
実施内容及び効果	<p>令和6年3月に、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする新たな「四万十市立市民病院経営健全化計画」を策定した。</p> <p>この計画の6つの基本方針に沿って、収益の向上と費用の削減の両面から経営改善を図り、持続可能な病院経営とすることで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる地域医療体制を維持する。</p>		
	年次計画	結果	進捗状況
R 5			
R 6			
R 7	健全化計画に基づき、収益の向上と費用の削減の両面から経営改善を図る。	健全化計画に基づき、アクションプランを作成し経営改善に取り組んだ。 （主な取組） ○定期的な経営改善会議等の開催 ○診療報酬の新規取得等 地域包括ケア入院医療管理料 I 医師事務作業補助体制加算 1 20対1 ○病床数適正化支援事業の活用 ○施設及び医療機器の整備・更新 ○医師確保（医師海外留学支援制度） ○未収金対応の強化 ○人材育成（研修等） ○地域医療連携推進法人の取組を推進 ○小児科クリニック開業支援	A
R 8	健全化計画に基づき、収益の向上と費用の削減の両面から経営改善を図る。		
R 9	健全化計画に基づき、収益の向上と費用の削減の両面から経営改善を図る。		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

中間追加			
No.	項目	西土佐診療所の経営健全化	
		 	
所管課	西土佐診療所		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	地域医療の確保		
現状	<p>西土佐地域では、過疎化、人口減少・高齢化が加速する中、患者の減少に伴う収益の減少と経営の悪化、医師や看護師など医療人材の確保が困難となっている。さらに、昨今のエネルギー価格や医療材料などの物価高騰、賃上げに伴う人件費の急激な上昇などの影響により、地域医療を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増している。</p> <p>このような情勢の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制を維持するため、民間医療機関では担うことができない西土佐地域の医療を、公立・公的医療機関が担うべき役割として運営している。</p>		
実施内容及び効果	<p>当該診療所は単年度赤字が生じており、一般会計からの繰入金により補てんを行っている状態である。また、累積赤字も解消の見込みがなく、翌年度の歳入を繰り上げ、充てるなどの処理を行い、対応している。</p> <p>従って、赤字を少しでも抑えるため、適正な病床数への移行や出張診療所のあり方を検討することで支出の削減を図り、当該診療所の運営を継続させ、西土佐地域の医療体制を維持する。</p>		
	年次計画	結果	進捗状況
R 5			
R 6			
R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・奥屋内へき地出張診療所のあり方の検討と決定 ・大宮出張診療所及び口屋内出張診療所のあり方の検討 ・病床数の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥屋内へき地出張診療所 R7.12.31廃止予定 ・大宮出張診療所及び口屋内出張診療所について協議開始 ⇒再開の目途が立たない旨を、各地区区長に連絡した。また西土佐地区区長会（R7.12.15開催）にて報告する。区長等関係者との協議を継続して行う。 ・病床数 19床→15床 ⇒R7.9.1実施済 	A
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮出張診療所及び口屋内出張診療所のあり方の検討と決定 		
R 9	—		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施

中間追加			
No.	項目		
	宿泊税の導入	 	
所管課	観光商工課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	多様な財源の創出・確保		
現状	本市は、四万十川を始めとした豊かな「自然」と、魅力的な「食」、さらには小京都ならではの「歴史や文化」など、数多くの観光資源を有しており、市内宿泊者は年間24万人を超える。四万十川のネームバリューを最大限に活かした観光地づくりを推進していくにあたり、受入環境の整備や魅力向上の取り組み、更には情報発信の強化など、安定的かつ計画的に実施するための財源確保を検討する必要がある。		
実施内容及び効果	観光振興の取り組み成果が自治体の財政規模拡大に直結する法定外税「宿泊税」は、有効な観光振興財源として全国的に導入又は導入を検討する自治体が増えつつある。本市においても宿泊税の導入することで、安定した観光振興財源の確保により観光施策を充実し、観光地として成長することで地域経済の発展を図る。		
年次計画		結果	進捗状況
R 5			
R 6			
R 7	導入自治体の情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の同意状況等を通じて全国自治体の動向を把握 ・産業建設委員会管外視察随同行により、岐阜県高山市の宿泊税導入状況を調査 ・11/11宿泊税導入に関する四万十黒潮旅館組合（理事）との意見交換を実施し、導入に向けて検討を進めることを共有 	A
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点等の整理 ・検討体制の整備（庁内、庁外） ・検討開始 観光関連事業者の合意形成 導入目的、使途、税額・税率設定等の検討 		
R 9	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の継続 ・議会等調整 (R10以降) <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税条例案の議会上程、可決 ・総務大臣の同意手続き等 		

※進捗状況 完了：完了 A：計画どおり B：遅延 C：未実施